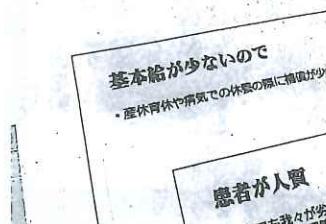


# 夜中呼び出され緊急手術 時給500円



男性医師の給与明細書。支給額は23万円、差し引き支給額は18万円だった（写真の一部を加工しています）

アルバイトを強いられている  
→長時間労働



男性医師がつくった医局での説明資料。「アルバイトを強いられている→長時間労働」「基本給が少ないので、産休育休の際に補償が少ない」などと書いた

男性医師がつくった医局での説明資料。「アルバイトを強いられている→長時間労働」「基本給が少ないので、産休育休の際に補償が少ない」などと書いた

全国の病院勤務医の平均年収である約1500万円には、ほど遠かつた。

額面23万円、手取り18万円で、一日一回の勤務で、30代の男性外科医として、毎月の給与明細を見ると、たびたび、ため息をついた。時給に換算すると500円の月もあった。

医師の働き方改革

1860時間 1

数年前、意を決して医局の教授に訴えた。

大学病院の薄給・長時間労働 危機訴えたが

大学病院の給与が相対的に低いのは、全国的な傾向だ。

疲れ果て、去る医師 地域医療崩壊に直結も

将来が見通せず  
妻が妊娠したことも大き  
かった。  
医局で初の育休を取るために制度を調べ、育休期間中に給付される収入は、大学病院からの給与がベースとなることを知った。バイトもできなくなり、収入は

医局を出た。今日は民間病院に勤めて、る。当直は月6回から月12回に減り、呼び出しは少く、時間外労働は月20時間にまで短縮された。家族過ごす時間が増えた上、寺院からの給与だけで年収1200万円ある。

「この機会に働き方を考えなければ、大学病院は退してしまう」危機感から行動したつりだったが、もうあの場には戻れない。

所も辰巳病院と  
医師にも時間外労働の規制が始まりましたが、過労死ラインの倍近い、年1800時間もの時間外労働を認める特例が残りました。現場の医師たちの苦悩を4回連載で伝えます。医療現場で起きたこの情報をkenko@asahi.comへお寄せください。

960時間なら、大学病院の時間外労働だけで上限を超え、バイトができなくなり収入の7割を失つ。1860時間なら、今後も過労死ラインの2倍近い長時間労働が際限なく続く。

例を曰いてれば、186時間（月155時間相当）となることが決まった。

られ、原則として年960時間（月80時間相当）、特例を申請すれば1360時

時間外労働に上限が設け  
わった。

だが、2024年から「医師の働き方改革」が始まることを知り、考えは変

いを感じ、不満は腹におさめた。

勞動危機論

叫えたが……

激減する。労働への対価が正当に支払われないことへの不満が募った。

教授には、すぐに給与体系を変えることは難しくても、せめて医局内で業務効率化を進めるべきだと伝えられた。

「働き方に配慮した職場にしないと、今の若い医師は入局してくれません」

「入局者が増えなければ、一人一人の労働時間が短くなることはあります」

相づちを打っていた教授から返ってきた言葉に、耳を疑つた。

「僕たちが若いころは、雑務も取り合ひだつたよ」「論文をたくさん書いて、評判を上げれば、入局者も増えるんじゃないの？」

失望した。将来が見通せなくなり、辞表を提出して医局を出た。

今は民間病院に勤めていた。当直は月6回から月2回に減り、呼び出しは少なく、時間外労働は月20時間にまで短縮された。家族と過ごす時間が増えた上、病院からの給与だけで年収は1200万円ある。

「この機会に働き方を変えなければ、大学病院は見えないが、もうあの場所には戻れない。」

昨年11月の全国医学部長病院長会議の調査によるところ、ある都市部の大学病院の年収は、27歳の初期研修医が292万円、32歳の医員が418万円だった。

また、大学病院の勤務医約4万8千人のうち、約4割が1860時間の特例の対象となり、うち87人は1860時間以内におさまらない見込みだ。

医師の労働問題に詳しい荒木優子弁護士は指摘する。「年収の半分以上をバイト代が占めるることは珍しくありません。大学の時間外手当が支払われても大きな額にはならないため、大学病院ともめてバイトができるなくなるよりも、我慢しきくなるよりも、我慢しき方がマシだと思ってしまう医師が多いのが現状です」

長時間労働に疲れ果て、大学病院を去る医師が後を絶たない。大学病院が立ちゆかなくなれば、地域医療の崩壊に直結しかねない。

◇

医師にも時間外労働の規制が始まりましたが、過労死ラインの倍近い、年1860時間もの時間外労働を認める特例が残りました。現場の医師たちの苦悩を4回連載で伝えます。医療現場で起きている情報をkenko@asahi.comへお寄せください。